

令和8年度 相模原市岩本育英奨学金 奨学生の手引

この手引は、相模原市岩本育英奨学金の志願者、決定者のための手引です。内容をよく確認した上で、期限までに手続きをしてください。

志願手続き ⇒ P.2～3

奨学生に決定した場合の手続き ⇒ P.4～6

学術優秀でありながら、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）への修学が困難な方に修学を奨励するため、奨学金を給付します。

相模原市岩本育英奨学金制度の概要	
募集期間	令和7年12月1日(月)から令和8年1月9日(金)まで
志願資格 ※詳細はP.2参照	<u>次の4つの全てに該当する方</u> (1)本市に居住し、令和8年4月以降も引き続き市内に居住 (2)学術優秀、生活面・行動面が良好 ※成績審査あり (3)経済的理由により修学が困難 ※所得審査あり (4)高等学校等に入学予定(高等学校等に在学している人は対象外)
募集人数	7名
給付期間	高等学校等の3年間 (高等専門学校で修学期間が5年の場合であっても3年間)
給付金額、時期	1年生 年額 144,000 円(月額 12,000 円×12 月) 2年生 年額 174,000 円(月額 12,000 円×12 月+学年末 30,000 円※) ※2年の学年末に「進学・就職等準備金」として 30,000 円を給付 3年生 年額 144,000 円(月額 12,000 円×12 月) 計 3年間で 462,000 円 (学期ごとに給付します)

岩本育英奨学生を希望するみなさんへ

相模原市岩本育英奨学金は、故岩本信行氏（元衆議院議員、国務大臣）の遺業と遺徳を顕彰するとともに、永く後世に伝えるために設立された財団法人岩本育英会からの寄附金をもとに創設された奨学金です。

この奨学金は給付であり、返還の必要はありません。

学業に専念され、社会人となって、活躍されることを願っています。

奨学生のみなさんは、自覚をもって勉学に励み、充実した学生生活を送ってください。



←【南警察署前にある
岩本信行氏の胸像】

【吉田茂内閣総理大臣
揮毫(きごう)による題字】→



↑詳しくはコチラ

志願手続き

1 志願資格、募集人数

◆志願資格

次の4つの全てに該当する方

(1) 居住要件	本市に居住し令和8年4月以降も引き続き市内に居住する方
(2) 学術要件 ※成績審査があります	学術優秀、生活面・行動面が良好である方 中学校3年又は義務教育学校9年2学期（2学期制の学校の場合は前期）の評定（5段階評定）が各教科3以上かつ全教科の平均評定が4以上の方 ＜参考＞令和7年度採用者の成績…9教科平均で4.11以上
(3) 経済的要件 ※所得審査があります	経済的理由により修学が困難な方 ＜目安となる年間総所得上限額（世帯全員の総所得の合計額）＞ 2人世帯・・・260万円 3人世帯・・・310万円 4人世帯・・・352万円 5人世帯・・・402万円 6人世帯・・・457万円 ※上限額は、世帯構成や年齢に応じて個別に計算しますので、目安額を下回っても不決定となる場合や、上回っても決定となる場合があります。 ※所得等の審査は、原則として保護者に住民登録上すべての世帯構成員を加えて行います。
(4) 就学要件	高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校に入学予定の方 ※すでに高等学校等に在学している方は応募できません。

◆募集人数 7名

2 志願手順

◆相模原市立の中学校等に在籍している方

- (1) 奨学生願書を入手する。
※入手先は「3 志願に必要な書類」を参照
- (2) 添付書類（住民税課税（非課税）証明書）を用意する。【一部の方のみ】
※詳細は「3 志願に必要な書類」を参照
- (3) 奨学生願書、添付書類を在籍している中学校等に期限までに提出する。
※この後、学校から学務課へ奨学生願書、学校長推薦書が提出されます。



◆相模原市立以外の中学校等に在籍している方

- (1) 奨学生願書を入手する。
※入手先は「3 志願に必要な書類」を参照
- (2) 学校長推薦書の作成を学校に依頼し、作成済みの学校長推薦書を受け取る
- (3) 添付書類（住民税課税（非課税）証明書）を用意する。【一部の方のみ】
※詳細は「3 志願に必要な書類」を参照
- (4) 奨学生願書、学校長推薦書、添付書類を学務課に期限までに提出する。

3 志願に必要な書類

次の書類を「4 願書等の提出期限と提出先」に記載の期限までに提出してください。

□奨学生願書（第1号様式）

□学校長推薦書（第2号様式）【相模原市立以外の中学校等に在籍している方のみ】

※相模原市立の中学校等に在籍している方については、願書と推薦書を、学校を通じて学務課に提出するため、志願者本人から学務課への提出は不要です。

□令和7年度の住民税課税（非課税）証明書（写し可）【一部の方のみ】

※令和7年1月1日現在、相模原市に住民登録がなかった方のみ、提出が必要です。令和7年1月1日に住民登録があった市区町村から入手してください。ただし、18歳未満の方を除きます。

※書類に不備があった場合や税の申告が未申告であった場合、奨学金の採用について不決定となる場合がありますのでご注意ください。

※提出された書類は返却いたしません。

記入用書式と記入例の

＜奨学生願書、学校長推薦書の入手先＞

ダウンロードはコチラ→

学務課、相模原市立の中学校等、市HP



4 願書等の提出期限と提出先

◆提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時15分 必着



◆提出先

(1) 相模原市立中学校又は義務教育学校に在籍している3年生又は9年生
在籍する中学校又は義務教育学校

(2) (1) 以外の中学校3年生（中等教育学校の前期課程3年生を含みます）
相模原市教育委員会 学務課 就学支援班（市役所第2別館5階）

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

※まちづくりセンターや公民館では、提出できません。

◆提出方法【(2)の方のみ】

郵送又は持参

※郵便料は申請者の負担となります。

※普通郵便による提出がご心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を御利用ください。

5 併願について

- ・「相模原市奨学金（給付型）」への同時申請も可能ですが、両方の奨学金を受けるとはできないため、相模原市岩本育英奨学金を優先します。
- ・他の奨学金制度も利用される場合は、「併給不可」の条件がついている場合がありますので、御確認ください。

6 奨学生の決定

- ・書類選考のうえ、奨学生を決定します。
 - ・決定、不決定にかかわらず、志願者全員に結果を通知します（2月中旬予定）。
- ※結果通知発送前の選考結果に係るお問い合わせにはお答えできません。

奨学生に決定した場合の手続き

1 給付の申請<高等学校等入学後>

次の書類を期限までに学務課に提出してください。

◆提出書類

奨学金給付申請書（第5号様式）

この書類は2月中旬頃に決定通知書と一緒に送付します。

在学証明書

在学する高等学校等より入手してください。



◆提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時15分 必着

◆提出先

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班（市役所第2別館5階）

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

※まちづくりセンターや公民館では、提出できません。

◆提出方法

郵送又は持参

※郵便料は申請者の負担となります。

※普通郵便による提出がご心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を御利用ください。

※期日までに書類の提出がない場合、奨学生を辞退したものとみなしますので、必ず御提出くださいますようお願いいたします。

2 所得の確認(経済的要件の確認)<原則年1回>

- 入学年度より、毎年度、学務課にて世帯の前年中の所得を確認します。
※所得状況により経済的困窮が解消したとみなされる場合は、奨学金の給付を廃止とする場合があります。
- 審査において世帯構成員の所得を証する書類の提出を求める場合がありますので、依頼がありましたら速やかに御提出ください。

3 成績表等の提出(学術要件の確認)<各学期末>

- 各学期末には、学業成績を証する書類として成績表の写しを提出いただきます。
- 学年末には、成績票の写しの提出に加え、生活状況報告書（第7号様式）を提出いただきます。
- 学業成績が基準（全教科の平均評定が2期続けて5段階中3）を下回る場合は廃止します。また、休学した場合や、生活面・行動面が著しく不良であるとみなされる場合、奨学金の給付停止又は廃止する場合があります。
- 詳細については、学務課より案内を送付します。

4 奨学金の給付

・学業成績等の給付条件を確認後、約 2～3 週間後に奨学生本人の口座へ振り込みます。

・修学資金

原則、学期ごとに支払います。

給付時期及び金額については、別途通知にてお知らせします。

※学期ごとの給付では高等学校等の修学継続が困難になるなど、特別な事情がある場合は教育委員会学務課就学支援班までご相談ください。

・進学・就職等準備金

2学年次の学年末に、修学資金とあわせて給付します。



3学期制		
給付費目	給付額	給付予定日 (成績表提出の約2～3週間後)
修学資金 (4月～7月分)	48,000 円	8月上旬～下旬
修学資金 (8月～12月分)	60,000 円	1月中旬～1月下旬
修学資金 (1月～3月分)	36,000 円	3月下旬～4月中旬
進学・就職等準備金 (2年生のみ)	30,000 円	

2学期制 (※前期が9月までの例)		
給付費目	給付額	給付予定日 (成績表提出の約2～3週間後)
修学資金 (4月～9月分)	72,000 円	11月上旬～11月下旬
修学資金 (10月～3月分)	72,000 円	3月下旬～4月中旬
進学・就職等準備金 (2年生のみ)	30,000 円	

5 届出の提出

次に該当する異動があった場合は、届出が必要となります。

変更があった場合は、速やかに教育委員会学務課に御連絡ください。

学務課から届出に必要な様式を郵送します。

主な届出事項の例	提出書類
奨学生、保護者の住所、氏名等に変更が生じたとき	住所等変更届 (第8号様式)
奨学金の振込先を変更したいとき	住所等変更届 (第8号様式)、 支払金口座振替依頼書
休学、復学、停学、転学又は退学したとき	休学 (復学・停学・転学・退学) 届 (第9号様式)
奨学生を辞退するとき	辞退届 (第10号様式)
奨学生が死亡したとき	死亡届 (第11号様式)

6 給付の停止又は廃止

次の事由に該当する場合、奨学金の給付を停止又は廃止します。

区分	停止や廃止となる事由
停止	休学したとき
廃止	高等学校等の生徒でなくなったとき
	市外に転出したとき
	学業成績又は生活面・行動面が著しく不良のとき
	経済的困窮が解消されたとき
	正当な理由なく転校したとき
	奨学金を必要としない事由が生じたとき
	奨学生を辞退したとき

7 奨学金の返還

この奨学金は、返還の必要はありません。ただし、奨学生又はその保護者において、奨学金の申請、給付にあたり不正があった場合等、教育委員会が返還を要すると認めるものについては、返還を求める場合があります。

8 その他

- ・この奨学金の申請、給付にあたり、申請書類に虚偽の記載をした等不正があった場合、奨学金を給付中であっても、奨学金の停止又は廃止とし、給付した奨学金の返還を求めることがあります。
- ・奨学生決定後、報告、必要書類の提出がない場合、奨学金の給付を停止又は廃止することがあります。

9 問い合わせ先

◆ 志願時

相模原市コールセンター

電話：042-770-7777

受付時間：午前8時～午後9時（年中無休）

◆ 奨学生の決定後、個人情報に関すること

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班（市役所第2別館5階）

電話：042-769-9262

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始は除く）

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

